

役員名簿

自 令和7年6月23日
至 令和9年度開催定時評議員会まで

	役職名	氏名	現就任 年月日
理事	理事	山内 義之	R7.6.23
	理事	山内 香幸	R7.6.23
	理事	藤本 泰雄	R7.6.23
	理事	近藤 博子	R7.6.23
	理事	竹城 康子	R7.6.23
	理事	宮田 靖久	R7.6.23
監事	監事	門 信雄	R7.6.23
	監事	小西千香子	R7.6.23

役員名簿

自 令和7年6月15日
至 令和11年度開催定時評議員会まで

	役職名	氏名	現就任 年月日
評 議 員	評議員	久米 裕紀子	R7.6.15
	評議員	下地 宏和	R7.6.15
	評議員	春田 博之	R7.6.15
	評議員	團 潤子	R7.6.15
	評議員	筒井 克佳	R7.6.15
	評議員	栗山 昭子	R7.6.15
	評議員	岡本 三智代	R7.6.15

社会福祉法人さくら福祉事業会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくら福祉事業会の役員(理事・監事)及び評議員の報酬等について定めるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第2条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。
なお、同日にあわせて法人の業務及び評議員会出席にした場合であっても、第3条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬
理事会出席報酬	5,157 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬
評議員会出席報酬	5,157 円

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第3条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(兼務役員)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等退職慰労金)

第5条 理事長及び理事に在任期間に応じて別表2により退職時に退職慰労金を支払うことができる。

2 退職役員等のうちで在任期間中に特に功労のあった者に対し、同条第1項により算定した額に、その50%を超えない範囲内で定めた額を加算することができるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月10日より適用する。

この規程は、平成30年9月29日より適用する。

この規程は、令和7年6月23日より適用する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬
理事長業務報酬	5,157 円
理事・評議員・監事業務報酬	20,631 円

別表2 (第5条関係)

名 称	在職1年(1年未満は4捨5入して計算)につき
理事長退職慰労金	722,118 円
常勤理事退職慰労金	670,538 円